

別表六の二(五)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事
年業
度度

法人名

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計額)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (10) × (12)	13	円		
調整 (別表六の二(二)「2」)			試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第9項第1号」※1又は「同第2号」※2 ②区分番号に、「10010」※1又は「10011」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(五)18欄の金額(円単位)を記載してください。	14	基準額		
比較 (各連「1」)				15	余可能額 (少ない金額)		
試験研究費の増加額 (1) - (3) (1) ≤ ((23)又は(24))の場合は0)	4		当期税額控除可能額 (7)の金額又は(15)の金額	16			
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「11」の②)	17			
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18			
当期税額控除可能額 (5)と(6)のうち少ない金額	7		基準試験研究費の額の計算に関する明細				
			前二 年以 内に 開始	連結親法人 事業年度	試験研究費の 額の合計額	当該連結親法人 事業年度の月数 (19)の連結親法人 事業年度の月数	改定試験研究費 の額の合計額 (20) × (21)
平均売上金額の合計額 (各連「5」)				19	20	21	22
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (9)	10		※1 第68条の9第9項第1号「10010」 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 ※2 第68条の9第9項第2号「10011」 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の10%相当額を超える場合				
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	11		研究費の額の合計額を計算する場合	基準試験研究費の額 (22)の金額のうち最も多い金額	23	円	
超過税額控除割合 $(11) - \frac{10}{100} \times 0.2$	12		連事 結業 親法 人年 の度 前 連 結	基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)	24		

別表六の二(五) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分